

令和2年度「建設業取引適正化推進期間」の取組みについて

～みんなで守る適正取引～

1. 趣旨

国土交通省及び都道府県では、毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」と定め、建設業の取引の適正化を強力に進めるため、建設業法等の法令遵守に関する活動を集中的に行ってきましたが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、適切な「三つの密」対策等を講じつつ実施する必要があることから、期間を10月から12月に拡大することとし、「建設業取引適正化推進期間」として実施します。

その活動の一環として、沖縄総合事務局及び沖縄県では、建設業者等を対象とした法令講習会の開催や建設会社への立入検査を行い、請負契約内容や下請取引の実態調査等を実施し、建設業の健全な発達を促進します。

記

2. 主 催：内閣府沖縄総合事務局、沖縄県

3. 実施内容

- (1) ポスター掲示による広報（別添ポスター参照）
- (2) ホームページ等を通じた広報
- (3) 建設業者等を対象とした講習会の開催
- (4) 立入検査

本期間中に、建設業許可業者の法令遵守等に関する立入検査を実施します。

- (5) 各種相談窓口についての周知

講習会及び立入検査を実施する際は、各種相談窓口についての周知も併せて行います。

(問合せ先)

開発建設部 建設産業・地方整備課

課長補佐 山城 元 (3155)

調査指導第二係長 平良 義弘 (3174)

098-866-0031 (代表) 098-861-9926 (FAX)

沖縄県 土木建築部 技術・建設業課

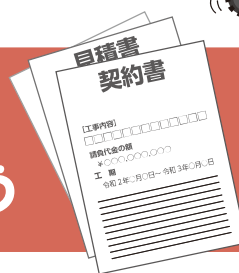
建設業指導契約班 主幹 多和田 尚志

098-866-2374 (直通) 098-866-2506 (FAX)

みんなを守る 適正取引!



契約は着工前に
書面で締結しましょう



令和2年度 10・11・12月は

建設業取引適正化推進期間です

国土交通省及び都道府県では、建設業取引適正化推進期間に建設業法令遵守など、建設業取引の適正化に関する講習会を各地で開催します。詳しくはホームページからご確認ください。

建設業取引適正化推進期間

検索

主催 国土交通省、都道府県
協賛 公益財団法人 建設業適正取引推進機構